地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第七十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第二十号を次のように改める。

二十　大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社

○総務省告示第五百八十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第五項の規定により、同項各号に掲げる無線局が海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録に代えて備え付けることができるものとして、平成二十一年十二月十日、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成二十二年十二月三十一日とする。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博

名　称　二〇一〇年日本海上関係無線局局名録

発行年月日　平成二十二年一月一日

発　行　者　東京都豊島区駒込二丁目三番十号

財団法人　電気通信振興会

○外務省告示第五百八十四号

平成二十一年十二月十一日にルサカで、ザンビア大学付属教育病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ザンビア大学付属教育病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　三田村秀人在ザンビア大使

ザンビア側　シトゥムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣

平成二十一年十二月二十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百八十五号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十二年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰは、次のとおりである。

（平成二十一年十一月十六日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十一年十二月二十八日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰ　二千十年の禁止表（二千十年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2の1から5まで、S4の4及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1、M2及びM3に規定する物質を除くほか、すべて「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S1　たんぱく同化剤

たんぱく同化剤は、禁止する。

S1.1　たんぱく同化男性化ステロイド剤（ＡＡＳ）

(a)　外因性（注1）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

一―アンドロステンジオール（五α―アンドロスタ―一―エン―三β・十七β―ジオール）、一―アンドロステンジオン（五α―アンドロスタ―一―エン―三―オン）、ボランジオール（十九―ノルアンドロステンジオール）、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスタ―一・四―ジエン―三・十七―ジオン）、カルステロン、クロステボール、ダナゾール（十七α―エチニル―十七β―ヒドロキシアンドロスタ―四―エノ［二・三―d］イソキサゾール）、デヒドロクロロメチルテストステロン（四―クロロ―十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、デスオキシメチルテストステロン（十七α―メチル―五α―アンドロスタ―二―エン―十七β―オール）、ドロスタノロン、エチルエストレノール（十九―ノル―十七α―プレグナ―四―エン―十七―オール）、フルオキシメステロン、ホルメボロン、フラザボール（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチル―五α―アンドロスタノ［二・三―c］―フラザン）、ゲストリノン、四―ヒドロキシテストステロン（四・十七β―ジヒドロキシアンドロスタ―四―エン―三―オン）、メスタノロン、メステロロン、メテノロン、メタンジエノン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルアンドロスタ―一・四―ジエン―三―オン）、メタンドリオール、メタステロン（二α・十七α―ジメチル―五α―アンドロスタン―三―オン―十七β―オール）、メチルジエノロン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルエストラ―四・九・十一―トリエン―三―オン）、ミボレロン、ナンドロロン、十九―ノルアンドロステンジオン（エストラ―四―エン―三・十七―ジオン）、メチルエストステロン（十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルエストラ―四―エン―三―オン）、メチルテストステロン、メトリボロン（メチルトリエノロン、十七β―ヒドロキシ―十七α―メチルエストラ―四・九・十一―トリエン―三―オン）、ミボレロン、ナンドロロン、十九―ノルアンドロステンジオン（エストラ―四―エン―三・十七―ジオン）、ノルボレトン、ノルクロステボール、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、プロスタノゾール（十七β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタノ［三・二―c］ピラゾール）、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン、一―テストステロン（十七β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタ―一―エン―三―オン）、テトラヒドロゲストリノン（十八a―ホモ―プレグナ―四・九・十一―トリエン―十七β―オール―三―オン）、トレンボロン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

(b)　外因的に投与した場合の内因性（注2）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

アンドロステンジオール（アンドロスタ―五―エン―三β・十七β―ジオール）、アンドロステンジオン（アンドロスタ―四―エン―三・十七―ジオン）、ジヒドロテストステロン（十七β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタン―三―オン）、プラステロン（デヒドロエピアンドロステロン、ＤＨＥＡ）、テストステロン並びに次の代謝物及び異性体

五α―アンドロスタン―三α・十七α―ジオール、五α―アンドロスタン―三α・十七β―ジオール、五α―アンドロスタン―三β・十七α―ジオール、アンドロスタ―四―エン―三β・十七α―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三α・十七α―ジオール、アンドロスタ―五―エン―三β・十七β―ジオール、四―アンドロステンジオール（アンドロスタ―四―エン―三β・十七β―ジオール）、五―アンドロステンジオン（アンドロスタ―五―エン―三・十七―ジオン）、エピ―ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、三α―ヒドロキシ―五α―アンドロスタン―十七―オン、三β―ヒドロキシ―五α―アンドロスタン―十七―オン、十九―ノルエチオコラノロン